

宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点人材紹介事業者登録要領

(目的)

第1 宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（以下「事業」という。）において、県内の地域企業に対して、「攻めの経営」や経営改善等の実現のために必要なプロフェッショナル人材を紹介する人材紹介事業者の登録について、必要な事項を定めるもの。

(用語の定義)

第2 この要領において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業

地域と企業の成長戦略を実現するために、プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）を設置して、プロフェッショナル人材戦略マネージャー（以下「マネージャー」という。）が地域企業を訪問し、新事業や新販路開拓など「攻めの経営」への転換を促すとともに、必要なプロフェッショナル人材を明確化し、拠点に登録した人材紹介事業者を活用することにより、プロフェッショナル人材の本県への UIJ ターンを促進することを目的とした事業

(2) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材

(3) プロフェッショナル人材戦略マネージャー

地域と企業の成長戦略の具現化と優れた人材の好循環の形成をマネジメントし、地域全体の人材戦略のコーディネート役を担うプロフェッショナル人材戦略拠点の責任者

(4) 人材紹介事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者及び、法第33条第2項の許可を受けて、又は法第33条の2第1項若しくは法第33条の3第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者のうち別表で定める者

(5) 登録人材紹介事業者

人材紹介事業者のうち、この要領により登録を受けた事業者

（登録人材紹介事業者の業務内容）

第3 この事業において、登録人材紹介事業者が行う業務は次のとおりとする。

(1) 拠点の支援を受ける企業（以下「支援企業」という。）がプロフェッショナル人材の紹介を希望した場合、登録人材紹介事業者は支援企業と人材紹介に係る契約を締結（支援企業は登録人材紹介事業者の中から契約の相手方を選択）

(2) 支援企業と契約を締結した登録人材紹介事業者は、プロフェッショナル人材を紹介・マッチングを実施

- (3) 支援企業にプロフェッショナル人材を紹介した場合は、紹介した月の翌月末までにプロフェッショナル人材紹介状況報告書（様式第1号）により拠点へ報告
- (4) 支援企業に採用されたプロフェッショナル人材が円滑に定着できるようフォローアップを実施
- (5) 拠点との連携に必要な会議等への参加

（登録の方法）

第4 本事業の趣旨に賛同し、プロフェッショナル人材を紹介する人材紹介事業者は、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、拠点に提出するものとする。

- (1) 法に規定する職業紹介事業の許可証（法第33条の2第1項若しくは法第33条の3第1項に規定する職業紹介事業者においては、同項の規定により厚生労働大臣に届出た書類等をいう。以下同じ。）の写し
- (2) 人材紹介事業者の概要が分かるもの
- (3) 求職及び求人の申込み方法など、業務運営が分かるもの
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- (5) 個人情報の管理に関するもの
- (6) その他必要と認める書類

2 人材紹介事業者登録申請書の受付期間は、各年度の5月1日から5月31日とする。

（登録の基準）

第5 登録人材紹介事業者の登録については、次に掲げる審査基準により申請内容を審査の上、拠点が登録を決定し、通知する。審査は原則、提出された申請書類等により行うものとするが、審査前にマネージャー等によるヒアリングを行うことがある。

- (1) 法に規定する職業紹介事業の許可証を有すること
- (2) 求職・求人の登録件数が相当程度あること
- (3) 紹介実績及び成約実績が相当程度あること
- (4) 紹介した人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること
- (5) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、その他拠点が適当でないと認めた者に該当しないこと

ただし、(2) 及び (3) については拠点が登録人材紹介事業者として適当と判断する場合には、この限りではない。

（変更届）

第6 登録人材紹介事業者は次に掲げる変更事項があった場合は、変更届（様式第3号）により、変更事由の生じた日から1月以内に拠点へ届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新（法第33条第4項において準用する場合を含む）を受けた場合

(2) 法第32条の7に規定する変更の届出(法第33条第4項及び法第33条の3第2項において準用する場合を含む)をした場合

(登録の取下げ)

第7 登録人材紹介事業者が登録削除を希望する場合は、登録取下げ申請書(様式第4号)により拠点へ申請するものとする。

(登録の取消)

第8 次のいずれかに該当するときは、拠点は登録を取り消すことができる。

(1) 法第32条の9に規定する許可の取消(法第33条第4項及び法第33条の3第2項において準用する場合を含む)があったとき

(2) 不正な行為があると拠点が認めたとき

(3) 正当な理由がないのに、第3に定める業務を行わないとき

(登録の有効期間)

第9 拠点の設置期間中、登録は有効とする。ただし、第7により登録の取下げがあったとき又は第8により拠点が登録を取り消したときは、失効する。

(指導監督)

第10 県は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材紹介事業者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月10日から施行する。

別表（第2関係）

法第33条第2項の許可を受けて、又は法第33条の2第1項若しくは法第33条の3第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者のうち別表で定める者	一般財団法人自衛隊援護協会
---	---------------